作成　平成 28 年 10 月 1 日
更新　令和 6 年 6 月 1 日

一般財団法人　日本建築センター
評定部

BCJ 評定「主筋の A 級溶接継手」についてのご注意

（一財）日本建築センターの主筋の A 級溶接継手に関する評定審査（以下「A 級 BCJ 評定」という）は、実験に基づく継手単体の性能評定は当然ながら、実際の施工においてもこの実験で得られた性能を確保できる事が重要であることから、申請会社の品質管理体制、自主管理方法、技量資格者の認定システム、技量資格者の継続教育、トレーサビリティー、不具合時の責任等が審査においての重要項目になっています。

現在、有効期間内の A 級 BCJ 評定につきましては、下記の通りの審査内容と取り扱いとなりますので十分ご留意ください。

また、平成 12 年以前の有効期間が定められていない A 級 BCJ 評定および有効期間を過ぎた A 級 BCJ 評定につきましては、BCJ ホームページの「有効期間が定められていない旧 BCJ 評定（個別建築物を除く工法等）の取り扱いについてのご注意」をご参照ください。

記

1．A 級 BCJ 評定は、評定取得会社以外の会社が施工する場合の汎用的な施工管理体制については審査していないことから、施工会社（評定取得会社）が施工した場合のみ有効となります。

評定取得会社以外の会社が施工した継手に関しては、A 級 BCJ 評定とはなりません。現在有効な主筋の溶接継手に関する A 級 BCJ 評定取得工法とその評定取得会社は、BCJ のホームページで検索（評定案件検索：http://www.bcj.or.jp/db/gene/db1/matter1.html で「コンクリート構造評定委員会」を選択し「溶接継手　主筋」で検索）することが可能です。

従って、評定取得会社といかなる契約を締結しようと、評定取得会社以外の会社がホームページやパンフレットにあたかも BCJ の評定取得者であるかのように記載することは不適切であり BCJ は一切関知するものではありません。

なお、評定内容に関しましては、評定取得会社と BCJ との守秘義務契約上公開はできませんが、現在有効な A 級 BCJ 評定に関し確認検査等の審査機関からの評定内容に関わる照合（照会は不可）につきましては個別に対応させて頂きます。

2．使用する溶接材料は、溶接される棒鋼の降伏点及び引張強さの性能以上の性能を有するものとし、熱影響部を含む溶接部は、割れ、内部欠陥等の構造耐力上支障のある欠陥を許容していません。

3．施工前付加試験及び施工後の自主検査については、超音波探傷試験を含む非破壊検査法では溶接部の強度確認を行う事が出来ないことなどから、全ての A 級 BCJ 評定で引張試験および曲げ試験を課しています。

従って、A 級 BCJ 評定で定められている試験体数や試験方法を変更した場合には、評定の適用外※1）となります。ただし、安全側に試験の頻度を増やしたり超音波探傷試験を追加で行うことは差し支えありません。

4．評定対象は、主筋の A 級継手性能についてのものであり、部材性能ではありません。

継手を有する部材の性能につきましては「2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書」の「鉄筋継手使用基準」を参考に、設計者にてご判断頂くようお願い致します。

5．A 級 BCJ 評定は、評定取得会社の自主管理基準のみを審査しており、工事監理者（工事施工管理者）による受け入れ検査基準としての使用を想定しているものではありません。

※1）評定の適用外となった場合でも直ちに違法となるものではありませんが、A 級 BCJ 評定の適用外として設計者様および施工監理者様の責任において、妥当性の判断をお願いします。

以上